

令和2年度八戸港小口混載貨物輸送事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、八戸港国際物流拠点化推進協議会が、八戸港における小口混載貨物の輸出入に要する経費の一部を補助することにより、地域における貿易活動の拡大に寄与するとともに、八戸港コンテナ定期航路の更なる利用促進を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助金は、日本国内に事業所を有する荷主（船荷証券に記載されている輸出入者又は船荷証券に記載のない最終荷主等をいう。以下同じ。）が、補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）に定期航路における小口混載貨物サービスを利用して輸出入を行った場合に交付するものとする。

2 補助対象期間は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、当該貨物の重量（t）又は体積（m³）のいずれか大きい値の合計に3,000円を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定に関わらず、補助金の交付申請額が予算額を超える場合は、予算の範囲内で補助金額を決定し、交付するものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする荷主（以下「申請者」という。）は、補助事業を計画したときは、令和2年11月29日までに必要書類を添えて、次の各号に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) その他会長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 会長は、前条の申請書を受理したときは、申請内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、申請者に交付決定通知書（別記第4号様式）により通知する。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の額の増加を伴う補助事業の内容の変更をする場合は、速やかに事業変更（中止・廃止）申請書（別記第5号様式）を会長に提出してその承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業変更（中止・廃止）申請書（別記第5号様式）を会長に提出してその承認を受けること。
- 2 会長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を精査し、変更等をしたときは、変更（中止・廃止）承認通知書（別記第6号様式）により申請者へ通知するものとする。

（申請の取り下げ）

- 第7条 申請者は、第5条の規定による補助金の交付の決定の内容又は前条の規定により付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過する日までに、書面により申請の取り下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告及び補助金の請求）

- 第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和3年1月20日のいずれか早い期日までに、必要書類を添えて、以下の書類を会長に提出するものとする。
- (1) 事業完了（廃止）実績報告書兼補助金請求書（別記第7号様式）
 - (2) 事業実績書（別記第2号様式）
 - (3) その他会長が必要と認める書類

（補助金の審査）

- 第9条 会長は、第5条の交付決定及び第10条の補助金の額の確定における審査の過程において、提出された書類のみで補助要件等を満たしているか確認できない場合は、別記第8号様式により海運貨物取扱業者等関係者に照会することができる。

（補助金の額の確定及び交付）

- 第10条 会長は、第8条の実績報告書兼補助金請求書を受領したときは、報告内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（別記第9号様式）により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 11 条 会長は、虚偽の申請若しくは不正行為があると認められた場合又は交付決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令等に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があつた後においても適用する。

3 会長は、第 1 項の取消しをした場合には、速やかにその内容を申請者に通知する。

(補助金等の返還)

第 12 条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を請求するものとする。

(加算金)

第 13 条 申請者は、第 11 条第 1 項の規定による取消しに関し、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を会長に納付しなければならない。

(延滞金)

第 14 条 申請者は、補助金の返還を請求され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を会長に納付しなければならない。

(帳簿の保存)

第 15 条 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを当該事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 9 日から実施する。